

地域のみんなで子育てを!

上越市ファミリーサポートセンター

相互援助の手引き

【令和6年度改訂版】

～軽度の病児・病後児保育～

ファミリーサポートセンター病児緊急対応強化事業では
当面の症状の急変は認められないものの、病気の回復期には至っていない病児や
病気の回復期にある病後児の預かりや送迎を行います

会員の種類と条件

いずれも上越市に住民票がある方

- 依頼会員 … 保育園・幼稚園の年少児（3歳児）から小学校6年生までの子どもをもつ保護者
- 提供会員 … 心身ともに健康で、自宅での子どもの預かりや自家用車での送迎ができる方。当センターが実施する提供会員養成講座を全課程終了後、活動ができます。講座終了後、依頼に応じた援助を行います
- 両方会員 … 依頼会員と提供会員の条件を満たし、自分も育児を応援してほしいけれど、時間があるときに援助活動をしたい方

援助の内容

ファミリーサポートセンターで行う援助は、あくまでも急な子どもの対応・手不足を補うための援助です。内容は短期的、補助的なもので、長期間保育等はいりません

<主な活動>

- 軽度の病児・病後児の短時間の預かり
- 上記に伴う送迎援助

<活動時間>

- ・月曜日から日曜日の午前9時から午後5時
- ※上越市ファミリーサポートセンター事務局開設時間内のみ利用できます
- ※第2・第4火曜日、年末年始（12/29～1/3）は原則利用できません

<活動の決まり>

- ・医療機関を受診していない子どもの援助はできません
- ・園や学校を出席停止となる感染症の際は利用できません
- ・感染予防の観点から、活動場所は依頼会員宅を推奨します
※病児・病後児以外の子ども・家族への支援は行いません
- ・本事業を利用するにあたっては、提供会員が看護の専門家でないことを理解したうえで、依頼会員（保護者）が責任をもって依頼してください

活動の流れ

①依頼会員による利用申し込み



②マッチング



③事前打合せ

- ・事前打合せ場所は、活動場所である依頼会員宅を推奨します。
- ・事前打合せ終了後は、依頼会員からファミサポ事務局へ報告の電話をしてください。



④子どもが健康な状態での預かりを1回以上実施

※子どもの安全と心の安定を考慮し、必ず平常時での預かりを実施してください。

利用したいとき

⑤医療機関を受診

- ・必ず医療機関を受診し、園や学校を出席停止となる感染症ではないことを確認してください。
- ・上記以外でも、高熱や激しい嘔吐、下痢症状などがあると利用できません。
- ・利用にあたっては受診したうえで、依頼会員（保護者）が慎重に判断してください。



⑥②でマッチングした提供会員に打診



⑦ファミサポ事務局へ「受診確認および病状連絡票」をメールまたはFAXで送信

- ・「受診確認および病状連絡票」は受診後、依頼会員が記入してください。
- ・メールまたはFAXを送信後、事務局へ直接電話をしてください。
- ※事務局の判断で利用ができない場合もあります。



⑧活動の実施

- ・感染症予防の観点から、援助実施場所は依頼会員宅を推奨します。
- ・提供会員へ「受診確認および病状連絡票」を渡し、双方で必要事項を確認してください。
- ・活動中、子どもの様子に変化が見られた場合は、提供会員から依頼会員（保護者）へ連絡することがあります。お互いにいつでも連絡が取り合えるようにしてください。
- ・援助に必要なもの（例：体温計、水分、食事、着替えの衣類、タオル、替えのシーツや布団等）は、原則依頼会員が用意してください。
- ・与薬を依頼する場合、必ず医療機関で処方された薬を1回分ごとに分けて提供会員に預けてください。市販薬の与薬はできません。
- ・万が一の容態急変時について、双方で十分に確認してください。必要があれば、依頼会員は保険証の写し等必要なものを準備してください。
- ・提供会員は活動中、こまめに検温や体調観察を行い、「病児預かり用チェックシート」を記入してください。



⑨活動報告書の記入・確認→支払い

- ・提供会員は活動報告書とともに「病児預かり用チェックシート」と「受診確認および病状連絡票」を依頼会員に提出して、子どもの症状の申し送りをしてください。双方確認後、依頼会員が提供会員へ直接活動費を支払います。



⑩報告書提出

- ・提供会員は活動報告書を事務局へ提出します。

以下の場合には利用できません

<下記にあてはまる病名を診断されている場合>

- ・インフルエンザ・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・結核
- ・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・その他の感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス等）
- ・新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）

<そのほか、下記が当てはまる場合>

- ・ぐったりしている、咳がひどく息苦しそう・高熱がある・嘔吐や下痢症状がひどい
- ・家族や園、学校等で上記にあてはまる感染症が流行している（休園、休校中含む）

活動時間と料金

	提供会員受取報酬額	依頼会員支払額	市補助金額
平日の7時～19時	900円/時間	700円/時間	200円/時間
上記以外	1,000円/時間	800円/時間	200円/時間

【依頼会員について】

生活保護世帯には全額、市民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯には500円/時間の助成があります

【提供会員について】

援助活動実施の翌月末日までに補助金交付申請書兼請求書を市こども家庭センターまたはファミリーサポートセンターに提出することで、後日市より補助金額が振り込まれます

- 1 支払いは依頼会員が提供会員へ、活動のつど直接支払います。
- 2 援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。
- 3 援助時間が1時間を超える場合は、30分以下は上記の金額の半額、30分を超え1時間までは1時間として計算します。
※送迎の場合は、提供会員が自宅を出発する時間が援助の始まり、自宅へ戻った時間が援助の終了となります。
- 4 取消し料は次のとおりです。
 - ・前日までの取消し … 無料
 - ・当日取消し …………… 上記基準により算定された報酬額の半額
 - ・無断取消し …………… 全額
- 5 公共交通機関、タクシー等を利用した場合の交通費は、依頼会員の実費負担となります。車を使用する場合の燃料代は、依頼会員が負担します。金額については双方が話し合ってください。

＝ 活動にあたってご注意いただきたいこと ＝

会員の約束(共通)

- 本会の活動の趣旨と決まりを守り、会員同士は互いに尊重しあいましょう。
- お互いのプライバシーを守りましょう。
※退会後も、活動中に知り得た会員の情報等について、第三者に漏らしてはいけません
- 活動依頼や、援助活動の報告書の提出がない場合は、活動にかかる補償保険は適用されず、万が一事故にあってもセンターは責任を負いません。必ず援助活動前に決められた手続きを行ってください。
- 入会申し込み後、申し込み内容に変更があった場合は、速やかにセンターに連絡してください。また、退会するときは、センターへ連絡するとともに、会員証を返却してください。
- センターへの連絡なしに、会員同士で交渉・援助実施をしないようにしてください。
- 万が一の事態に備え、援助活動中は双方がすぐに連絡をとりあえるようにしてください。連絡が取りづらいと判断した場合は、子どもの安全を第一に考え、その後の利用が難しくなる場合があります。
- 提供会員の報告書提出期間および方法は、基本事業の手引きに準じます。病児・病後児への援助活動の報告書提出は、やむを得ない場合を除き、事務局へ来所して提出してください。

補償保険制度

センターでは、活動中の事故に備え、下記のファミリーサポートセンター補償保険等に加入しています（保険料はセンターが負担します）。

1 サービス提供会員傷害保険

提供会員が、保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため、自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円～15万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院	1日あたり3,000円	事故日から180日を限度
手術	手術の種類に応じて3万、6万、12万円	事故日から180日以内の手術
通院	1日あたり2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度

2 賠償責任保険

提供会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲み物等が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、サービス提供会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、提供会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	補償額
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円
初期対応費用	1,000万円
現金盗難	10万円

3 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無に係らず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日から180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円～12万円	事故日から180日以内の後遺障害発生
入院	1日あたり3,000円	事故日から180日を限度
手術	手術の種類に応じて3万、6万、12万	事故日から180日以内の手術
通院	1日あたり2,000円	事故日から180日以内で90日分を限度

4 研修・会合傷害保険

研修・交流会、その他事業の開催中及び往復途上（自宅との通常の経路）に傷害を被った時に補償するものです。補償額など、詳しいことはセンターにお問い合わせください。



上越市ファミリーサポートセンター

〒943-0835 上越市本城町8番1号

（オーレンプラザ子どもセンター内）

TEL：025-521-4010

FAX：025-525-0356

メール：j-famisapo@za.wakwak.com

開所時間：9:00～17:00

※第2・4火曜日（ただし祝祭日のときはその翌日）・年末年始（12/29～1/3）は休館

<メール二次元コード>

